

教育委員会会議の議事録（平成30年12月定例会）

◆ 日 時 平成30年12月21日（金）午後4時から午後5時49分まで

◆ 場 所 教育局第1会議室

◆ 出 席 者

教 育 長	佐々木 洋	出席
委員・教育長職務代理者	吉田 利弘	出席
委 員	加藤 道代	出席
委 員	花輪 公雄	欠席
委 員	中村 尚子	出席
委 員	里村 正治	出席
委 員	阿子島 佳美	出席

◆ 会議の概要

1 開 会

2 議事録承認 10月及び11月定例会

3 議事録署名委員の指名 里村 委 員

4 報 告 事 項

(1) 「史跡仙台城跡保存活用計画 中間案」に対するパブリックコメントの実施結果について
(文化財課長 報告)
資料にもとづき報告

里 村 委 員 私から2点お伺いしたい。

1つは 32、33 の観光の関わりについて「表現について検討いたします」となっている。皆様からの声が非常に大事で、例えば 32 でいうと、観光という視点が極めて不足しているということは納得できる意見である。したがって、観光との関わりについては、もう一步踏み込んで、「関係部局等も含めて検討する」など、積極的な姿勢を出すと思う。少なくとも「表現について検討いたします」は誤解を呼びかね

ないのではないかと。実際に観光という視点をどうやって強めていくかということについて、中身のある準備をする必要があると思う。

第2点目は67、68、69、70のところである。ここは首長が主導したほうがいいのではないかという意見だが、これに対して、主導する部署は変えずに、引き続き教育委員会が担当すると切り返している。もう少し、ここにあるような関係部局あるいは宮城県との連携で合同の検討委員会など、きちんと形のあるものを立ち上げたらどうかと思う。

文化財課長 指摘いただいた観光との関わりの部分については、中間案の修正を検討する。具体的には、観光に関する項目を増やす、又は追記を増やすなどといった形で観光等の取り扱いについてボリュームを持たせてまとめていきたいと考えている。

文化財保護の担当部局については、文化財保護法の改正とともに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、文化財保護の事務を教育委員会の所管としてきたものを、条例により地方公共団体の長が担当できるようになったが、必ずしも法的に移す必要はない。文化財の価値については、地道な調査あるいは研究が必要なので、仙台市としてはこのまま教育委員会で担当させていただくとお答えしている。

里村委員 総合的に考えて、引き続き教育委員会で文化財保護を担当することについて異議を申し上げているわけではなく、指摘を踏まえて、関連部局あるいは宮城県と議論がなされるような枠組みをつくって、公表してみたらどうかという提案である。折々に関係部局と協議をしながら進めているとは思いますが、もう少し形の見えるような検討委員会等を立ち上げてみたらどうか。

文化財課長 文化財保護法の改正で、今後の文化財のあり方について県単位で大綱を示して、その下にある市町村等については、その大綱に鑑みて文化財保護のあり方について計画等をつくるように法改正で指摘されている。したがって、来年度以降に県の大綱が示されるので、それに沿った形で文化財保護のあり方は市町村が考えていくべきだと考えている。

なお、今回のパブリックコメントは、文化財保護全体についてのパブリックコメントとは少し趣旨が違い、史跡仙台北城跡のあり方についてのパブリックコメントであるので、その部分でのご意見については、保存活用検討委員会等に県職員をオブザーバーとして招き、必要なお意見をいただきながら進めている。

里村委員 新しい法律が出て、県で方針ができるということであれば、それに沿ってこの案件もいろいろな関係部局と意見を交ぜ合わせながら進めていくということを書き加えれば具体的になると思う。

文化財課長 指摘の点について、文言の修正等を検討させていただく。

吉田委員 一つの意見として受けとめていただければと思うが、10月の定例会でここを訪れた学校数等をお聞きした。文化財であるので観光の視点も重要であるが、市民の学びの場として活用いただけるようなあり方も大切だと思う。その場合、市民にとっての学びの場は、学校教育という場と社会教育の場がある。そのときに、学校教育にとってどうかということで、学校数を聞いたわけである。

私は、学校数が少ないので、もっと働きかけを積極的に行って数を増やすべきじゃないかという意見ではない。まさに、28年度3校、29年度9校、これが実態だと思っている。中間案でも、学習指導要領の社会科の目標を引いてその必要性をうたっているが、目標は、結局社会科のいろいろな単元をあわせ持ったものであり、地域の歴

史学習だけに限ったものではない。実際に地域の歴史学習に担当されている授業時数は非常に少ない状況で、校外学習として半日以上かけて仙台城跡に来るとするのは非常に厳しいのが現状である。だから、恐らくここに来た学校は総合的な学習の時間の調べ学習的な内容で来たと思う。したがって、今後、歴史の学習で現地に来ることを期待するのではなく、むしろ社会教育に重きを置いて、学校教育はそのための入り口、そして入り口のためにどんな施策を講ずればいいのか、そういう点を工夫していったほうがいいと思う。今も出前授業や、発掘物の提供などをなさっているが、そういうものを工夫するとか、もっとPRして、いわゆる社会学習の動機づけを学校教育として、休みのときに行ってみたいと思わせるような働きかけが一番自然な形で子供たち、それから市民にも通じると思う。

5 付 議 事 項

第27号議案 平成31年度の作並小学校新川分校の休校について

第28号議案 平成31年度の生田小学校赤石分校の休校について

(一括説明)

(学事課長 説明)

里 村 委 員 5歳児のところを見ると、2名いらっしゃる。したがって、31年度を休校にすることに加えて、32年度、どうするかということについては、この段階で保護者の方々と相談に入っているのか。

学 事 課 長 5歳児の保護者の方とはまだお話ししていない。

里 村 委 員 1年経てば同じような状況になる。何年も休校していた学校を、お子さんが2人いるから再開することが可能なのか。非常に困難を伴うものであれば、今からお話をし、きちんと対策を打つようなことはなされているのか。

学校規模適正化推進室長 今後の分校のあり方について地域の方々と話し合いの場を持ったことはあるが、保護者の方からは、「直前にならないと分校に入るのか本校に入るのかかわからないので、直前まで今後のあり方を決めるのは避けたい」というご意見があり、今後のあり方についての話し合いの場を持っていない状況である。そういったことから、毎年度このような形でお伺いしている。

里 村 委 員 保護者の気持ちは大事にしなければいけないと思うが、そのように年度毎の休校を決めていくことによって、長期的な観点から休校を続けている学校の校舎の使い方や将来についての議論が少し横に置かれがちになるのではないかと想像する。したがって、きちんと保護者の気持ちを踏まえながらやるのは第一原則だが、片方で、少し長期的な視点で分校をどう活用していくかということをあわせて議論することができないものだろうか。

学校規模適正化推進室長 赤石分校については、地域の皆様で分校の今後の活用について話し合いを持たれていると伺っている。市としては、分校が休校のままでは閉校後の利活用に関する話し合いができないので、あり方について最初に話し合いをさせていただき、市も一緒に入って閉校後の利活用についての話し合いをしたいということは地域の方にお話を差し上げているが、市は入らないで地域だけで利活用の話をしたいという申出があり、そういった場を持っていないのが現状である。

原案のとおり決定

第 29 号議案 小学校および中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(学事課長 説明)

質疑無し

原案のとおり決定

第 30 号議案 平成 31 年度学校給食費の決定について

(健康教育課長 説明)

加藤委員 大変明快で、方針に賛成である。そして、今後の丁寧な説明と、明確な方針を提示していただいたので、大変よくわかった。

吉田委員 31 年度に向けてということで、32 年度については、審議会での検討をスタートしたと伺っているが、自校炊飯校は価格が少し違う。それで、宮城地区、秋保地区は全ての学校が自校炊飯校となっているのか教えていただきたい。

健康教育課長 全ての学校ではなく、宮城学校給食センターから配送されていた一部の学校については、新たに南吉成学校給食センターの対象校となった際に委託炊飯校になった。

吉田委員 新聞報道の中で、給食費が秋保地区と宮城地区が別枠だという報道があったので、これを見たときに自校炊飯校なのかと思った。なぜ宮城地区と秋保地区が他と違うのか教えていただきたい。

健康教育課長 宮城地区と秋保地区は合併による経緯が残されてきた。理由としては、米飯の調達の仕方が違うということ。旧泉市については、同じように委託炊飯方式の形で、仙台市と合併して平成 2 年に給食費の統一を図ったが、宮城・秋保地区においては、それぞれの学校の炊飯方式にかかるコストの違いもあり、過去にも議論はあったが、各学校での給食提供という整理となった。

里村委員 来年 10 月からの消費税増税に対して、国はいろいろな軽減策を打っている。それに関して、今回給食費を据え置くことと、消費税が 10 月から上がることについてどのように整理をしたのか、説明をいただきたい。

健康教育課長 消費税については、給食で使っている多くの食材については軽減税率が適用される見通しになっており、8%の税率がそのまま据え置かれると考えている。

ただ、消費税アップの影響は、何らかの形であるのだろうと懸念している。例えば配送費や包装費といった部分も当然加味しなければならないと考えているが、現段階でその影響が幾ばくかになるかは正直分からないところである。まず、学校給食で多くの食材を調達させてもらっている市内の卸業者とか食品業者に、今後の食材価格への影響や、対応を検討する上での方策など、いろいろ意見交換をさせてもらい、来年 4 月から学校給食がスタートする際には、より堅実な献立作成を各現場にお願いするような形で来年度は対応していきたい。

教育長 補足すると、食材費については 8%の軽減税率が 10 月以降適用されるが、そのほか包装代や輸送のガソリンなどいろいろな物件費関係は 10%の適用になるので、値上がりも想定される。しかし、金額ベースでそれをはじくのはこの時点で難しいという面があり、卸関係事業者へのヒアリングをかけて、ある程度見込みを立てながら 31 年度の月ごとの価格の設定なり計画を立てて、円滑な給食運営に努めていかなければいけないと考えている。

里村委員 もう一つ、自校炊飯校は金額が少ない。このことについては、教育委員会は何も関係しなくていいのか。それとも検討が進んでいるのか。

健康教育課長 自校炊飯校についても教育委員会にお諮りしながら、最終的には改定を進めていけ

ればと思っている。審議会の中でも、給食費の統一のご議論をいただくことになっている。来年度4月から給食費の公会計化ということで、各学校が提供している給食を、仙台市が全て予算化して、全ての学校に給食を提供していく仕組みになる。給食費の統一に向け、全ての学校で同水準の給食を同価格で提供していくという説明を尽くしながら、審議会の中でも決めていただき、最終的に教育委員会の皆様にお諮りするという段取りで考えている。

里 村 委 員 今の審議会での自校炊飯校の取り扱いに関する検討状況について知りたい。やはりこの問題は、例えば消費税の増税の効果がはっきりする、来年ではなくて再来年の32年からは、何らかの改善策を打たなければいけないと思う。

健康教育課長 まだ具体的な議論には結びついていないところである。

里 村 委 員 検討には時間が必要だとは思いますが、早め早めに方向を出すように検討してほしいと思う。放っておけない問題だと思う。

それから、エネルギーとたんぱく質の基準を仙台市は持っているが、文科省のほうはカルシウム、鉄と分かれている。そこがわかりにくいというか、議論するときにかみ合わないものになるのではないか。例えば、たんぱく質は100%を超えて非常に高いが、鉄は低い。それはだから何なのかという議論をしなければいけないのに、そこができていないような気がする。だから、基準があっても、その基準を有効に生かし切れていないように思う。

総務企画部長 委員がおっしゃった、エネルギー、たんぱく質が仙台市独自だということだが、基本的には文科省が定めている学校給食摂取基準をもとにしている。ただし、児童生徒の体格とか活動量とかそれぞれの地域の状況を加味して弾力的な運用ができることから、仙台市においては、児童生徒の体格等健康調査の結果を踏まえて、エネルギーやたんぱく質は一部国の基準と異なっている。

それから、実際定められている栄養量との関係性としては、学校給食摂取基準では給食で摂取するのが望ましい栄養量は基本的に厚生労働省が定めている1日の栄養量の3分の1を基本としているが、中には、家庭でとりづらいカルシウム等の栄養素は、40~50%と3分の1よりも高く設定されている。したがって、学校給食摂取基準は、必ず栄養量として満たさなければいけないという義務づけというよりは、望ましい基準ということである。基準に達していない栄養素のことがクローズアップされているが、基準に達するように上げていかなければいけない必要性はもちろんあるが、そのほかにも食育の観点で、子供たちにより楽しく、また食の意味も含めて理解してもらうという効果もある。また、実際に給食費を負担いただくのは保護者の皆様なので、給食の栄養量を上げることは必然的に給食費も高くなってしまう可能性が高く、そのあたりのバランスも含めて、今後、学校給食運営審議会でも議論していく方向性になっている。

原案のとおり決定

第31号議案 平成32年度仙台市立高等学校入学者選抜方針について

(高校教育課長 説明)

中 村 委 員 32年度の入学者選抜方法が変わるということで、子供たちにとってはとても大切な一つの人生の区切りの部分でもあると思う。先生方に周知徹底、そして保護者に対し

でも子供たちに対してもわかるように丁寧にご説明いただければと思う。よろしくお願ひする。

高校教育課長 今年度に入ってから、仙台市立の中学校の先生方を対象に一度説明会を開催した。それから、現在の中学校2年生の保護者を対象に、6月に3回に分けて説明会を実施したほか、9月に求められる生徒像、各校の選抜方法等が公表された後、今月の12月9日に国際センターを会場に仙塩地区29校の各高校が集まって、中学校1年生、2年生及びその保護者等を対象に、約4,000人が集まった説明会を実施した。今後は、1月22日に仙台一高と二華高を会場に、2,500名ほどが参加する説明会を実施する予定である。その他に、当課の指導主事が各中学校の依頼を受けて入試制度の説明に伺っている。来年度も引き続き周知徹底を図って参りたい。

中村委員 説明会の中でよく聞かれる質問があれば教えていただきたい。

高校教育課長 5教科での入試に一本化するということであるが、第一次選抜については、学力検査500点満点と調査書、相関図を使って選抜する。そのほかに特別選抜がある。これは、各学校が特定の教科、例えば英語や数学の点数を2倍にできるほか、特別選抜の募集定員も10～50%の幅で各学校が決めることができる。各学校が、特別選抜を最初にやるのか、共通選抜を最初にやるのか、あるいはどういう幅で募集するのかというのを理解するのが難しく、その点に対する質問が多い。

中村委員 私たちも最初に聞いたときにその点が一番わかりにくく、理解するのに少し時間を要した。これは今後も毎年続く質問だと思う。身近な人たちからいろいろ情報が入ってくるとは思うが、正しい情報の周知徹底をお願いする。

里村委員 参考1の新旧対照表を見ると、旧は、「面接、作文の中から1つ以上実施する」となっているので、場合によってはどちらかでもいいとなっているが、新しいほうはそう読めない。したがって、面接と作文の両方をやりなさいと読めるが、そのような理解でよいのか。それから「学校独自検査」という言葉を削除した理由についてお聞きしたい。

高校教育課長 県立高校では前期選抜において、指摘があった作文、面接、それから実技がある。市立高校には、美術科やスポーツ科がないので作文、面接という文言になっているが、新入試制度については、この面接、作文をやらなくてもいいという選択肢もある。そしてどちらかをやってもいいということなので、「学校独自検査」という文言が削られた。

実は、前期選抜の場合には3教科と学校独自検査なので、1日で終わることができたが、5教科の後に面接や作文をやるのは時間的に厳しく、2日目の実施になる。緊張する受験が2日間連続続く、そこまで子供たちを学校に来させる必要があるのかということもあり、独自調査をやらないという選択肢が増えた。

教 育 長 必要に応じてというのは、必要だったら2つやる、必要だったらどちらか1つやる、必要に応じてやらないという3通りの選択がある。

里村委員 資料を見ると、「必要に応じて実施する面接、作文の検査結果に基づいて」とあり、両方実施する必要があるように読める。旧はどちらか1つ以上となっているが、新しい規定でも、どちらかでもいいし、やらなくともいいという説明であるが、やらなくともいいとは読めるが、やる場合は両方やるというふうにとられかねない表現である。

高校教育課長 指摘いただいた点については少し誤解を招く面があったかと思うので、周知活動の中で丁寧な説明を徹底してまいりたい。

原案のとおり決定

第 32 号議案 平成 32 年度仙台市立中等教育学校入学者選抜方針について

(高校教育課長 説明)

質疑無し

原案のとおり決定

第 33 号議案 教育功績者の表彰について (一般職員部門、児童生徒部門、一般教育文化部門)

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

第 34 号議案 教育功績者の表彰について (学校職員部門)

(教職員課長 説明)

原案のとおり決定

第 35 号議案 仙台市文化財保護審議会委員の委嘱等について

(文化財課長 説明)

原案のとおり決定

6 閉 会